平成25年12月橋本市議会定例会会議録(第2号)その4 平成25年12月2日(月)

〇議長(石橋英和君)順番 3 、22番 中本正 人君。

[22番(中本正人君)登壇]

〇22番(中本正人君) それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、介護保険となごやかベンチ事業の 2項目について、お伺いしたいと思います。

1項目めとしまして、介護保険について質 問させていただきます。高齢化による社会保 障費の自然増は、毎年1兆円と言われていま す。介護保険費の総費用は8兆円を突破し、 制度開始時の2.3倍になっております。厳しい 保険財政を改善するため、厚生労働省は9月 に要支援向けの予防給付を全廃し、2015年か ら3年かけて、市町村の地域改善事業に移す 案を社会保障審議会に示しましたが、市町村 から、また介護に携わる人たちから、ボラン ティアが育っていない地域が多い、サービス の低下のおそれが強い、地域によっては必要 な支援が受けられなくなるなどの声に配慮し、 要支援向けサービス費用の6割を占める、通 所介護と訪問介護の2事業を市町村事業に移 管という案を社会保障審議会に示したという ことです。

国民として、また市民として、私たちは介護保険料を納めているのです。なのに、高齢者社会で保険財政が厳しいということで、要支援の介護サービス2事業を市町村に移管するということは、国民の一人としまして、また市民の代表である私たち市議会議員として、理解できないということです。来年の通常国会で関連の法改正をめざす方針ですが、当局は、市町村に移管するというこの案に対して、どのように考えているのか、どのように受けとめているのかをお伺いしたいと思います。

2項目めとしまして、なごやかベンチ事業についてお伺いいたします。この事業は、市内の公園に寄附で設置したベンチに、寄附者のメッセージと名前を記したプレートを取り付ける事業です。公園を利用する個人、団体、企業から寄附を募り、企業の社会貢献の一環や、結婚、出産、退職など、人生の記念や思い出に寄附される事業であります。当局のお考えをお伺いしたいと思います。

以上2項目について明快な答弁を求めまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長(石橋英和君) 22番 中本正人君の質問項目1、介護保険に関する質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

[健康福祉部長(枡谷俊介君)登壇]

〇健康福祉部長(枡谷俊介君)ご質問の介護 保険についてお答えします。

議員ご承知のとおり、国は厳しい介護保険 財政を改善するため、当初、要支援者に対す る予防給付を全廃し、2015年度から3年をか けて市町村の地域支援事業に移す案を社会保 障審議会介護保険部会に示していました。

この案は、市町村の裁量でサービスの種類・価格などを決められ、ボランティアやNPOにも担い手となってもらうことでコストを下げるということを考えていましたが、地域によっては必要な支援が受けられなくなる、支援の質が下がる、ボランティアが育っていない地域も多いなどの批判が相次いだ中、厚生労働省は、要支援者向けの介護サービスを市町村事業に全面的に移す改革方針を転換しました。

具体的には、直近の新聞報道によると、通 所介護や訪問介護の2事業のみを市町村事業 に移し、訪問看護、通所・訪問リハビリ、入 浴介護など、専門的な技能が求められるサー ビスについては予防給付に残すというもので、 年内に制度改正案を取りまとめ、来年の通常 国会に改正法案を提出する予定ということで す。

ご質問は、市町村へ移管されることについて、どう受けとめているかとのことですが、 法案の制定は来年の通常国会で、とのことであり、具体的・詳細な情報が不足しているのが現状ですので、業務量及び市の負担金の増加と今後の要支援1・2の方々へのサービス提供の仕方について苦慮しており、詳細な情報を収集しているところです。

国に対しては、過日、豊中市で開催された 第120回近畿市長会で、介護保険制度の長期的、 安定的円滑な運営のための支援の要望を議決 し、その後、全国市長会でも同様の議決を行 い要望をしておりますので、ご理解を賜りま すようお願いします。

○議長(石橋英和君)22番 中本正人君、再 質問ありますか。

22番 中本正人君。

O22番(中本正人君)それでは、再質問させていただきます。

まず、はじめにお聞きしたいことは、この 介護認定の調査というのは何年に1回という んですか、そういうのをやっているのか、と いうことがまず一点。そして、調査の内容と いうのは、どういう調査をしているのか。そ して、本市の調査員は何名いてるのかという、 この3点についてお伺いしたいと思います。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(枡谷俊介君)認定の調査についてのおただしでございますが、認定につきましては、原則、新規申請の場合は6カ月、設定可能な有効期間として、特別な場合に3カ月から12カ月ということでございます。

それから、更新の場合はいろいろございまして、前回要支援、今回も要支援という場合は、原則、認定の有効期間が12カ月、設定可能な認定有効期間は3カ月から12カ月ということでございまして。要介護から要介護の場合が6カ月、それから、要介護から要支援の場合も6カ月。その場合、どちらも認定可能な有効期間が3カ月から12カ月ということになっております。

それから、内容でございますが、認定のために認定調査員がお宅を訪問させていただきまして、必要な項目、種々ありますが、例えば、その方の現在の健康状況とか、その方の、例えば認知症の認知度合いとか、それから足腰の状況とかを全部勘案しまして、一時認定ということでコンピュータへ入力しまして、その認定が出たものをもって広域で行っております認定審査会にかけて、認定結果が出ます。

それから、認定調査員でございますが、現在は、橋本市では嘱託で6名の認定調査員を 雇用しております。

以上でございます。

〇議長(石橋英和君)22番 中本正人君。

O22番(中本正人君)ありがとうございました。ただ今お聞きしまして、更新については1年に1回ということで理解していいんですよね。というのは、私、そういうふうに今お聞きしまして、1年に1回の調査で、訪問で、認定者の日常生活はわかるのかなということを、まず感じました。

現在、本市では認定者が約4,200人くらいでしたかね。認定者は。それで、本市の調査員は6名ということもお聞きしました。それで簡単に割りますと、一人当たり約700人を受け持つということになっておりますよね。一応、数字の上では。しかし、現実は4,200人おる中

でも、サービスを受けている認定者というのは約6割ぐらいだと私は聞いております。それでも、一人当たり400人前後の認定者を受け持つということだと思うんですよね。

そこで、私は思うんですけども、調査員がこの数で足りているのかな、間に合っているのかなということです。私自身は、この6名で、調査員としては少ないのではないのかなと思います。そして、私はいつも比較するのが紀の川市です。紀の川市と本市とは、ほぼ人口的には同じような人数だと思うんですけどね。もう当局も知っているとは思いますけども、紀の川市は9名いてますよ。そして本市は6名と。その6名で間に合っていればそれはいいんですけども、私は少ないなと感じるんです。

そこでお伺いしたいんですけども、本市として、この調査員を増員するというお考えはありませんか。ひとつお伺いいたします。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(枡谷俊介君)認定調査員を 増員する気持ちはないかとのおただしでござ いますが、まず、1年に1回でわかるのかと いうことでございますが、先ほど申しました ように、更新ということもございまして、極 度の変更があった場合につきましては、更新 の申請もできます。ということで、その場合 は、また認定調査員がまいりまして、調査を しまして変更認定をさせていただきます。

それから、認定者の数でございますが、現在は、24年度末で認定件数が4,151件でございます。それから、先ほど言われましたように、この件数でやっていけるのかということでございますが、先ほど言いましたように、認定件数が4,151件で認定調査員が6名ということでございますので、単純に割りますと、認定件数が一人当たり692件ということになります。認定調査に関しましては、施設に入所

されている方や訪問に時間のかかる遠方に住んでいる方を中心として、外部委託をしております。市内在宅の方でも、更新申請のうち、介護度が安定している方については、いくつか事業所に委託しておりまして、平成24年度で外部委託はトータルで約27%、約1,100件を委託しております。

ということで、実際に市の認定調査員が認定調査を行っている件数は約3,000件でございまして、一人当たり年間約500件ということになります。紀の川市と比較しますと、紀の川市は認定件数が約4,889件、24年度で。で、委託が691件ございますので、単純に9人で割りますと、約年間466件でございます。こういう状況を見ますと、本市で6名で十分やっていけると考えております。

認定件数が激増ということもございますので、そういう場合は委託増ということもあり得ようとは思いますが、現在では現状でやっていけると考えております。

以上です。

〇議長(石橋英和君)22番 中本正人君。

○22番(中本正人君)現在の答弁聞かせてい ただいて、現状でやっていけるんであれば、 それで私は何も言う必要もありませんけども、 というのは、私、ちょっと紹介させていただ きますけども、何年前かちょっと定かではな いんですけども、私の友達のお母さんが、介 護から要支援に変わって大変困っているとい うことを聞きました。そのお母さんは一人住 まいで、足がちょっと不自由でありましてね。 不自由って、足がちょっと都合悪くて、歩く のも精いっぱいという中で、そういう中でご 年配の方は、もし年に一度の調査で調査員が 来てくれるとなれば、もちろんお家の中で座 って待っていてくれますわね。そこで質問等 を受けても、ご年配の方というのは、その場 で質問されると何でもできるというふうに勘

違いされる方も多いと、私もそれも聞いてお ります。

しかし、実際、そのお母さんは、家の中で は四つんばいになって移動しているような状 態なのに、座っていれば調査員の人はわから ないですよね。どこが悪いかというのぐらい は、その調査員もわかって行ってると思うん ですけども、それなのに、なぜ介護1から要 支援に移ったのかなということで困っている ことをお聞きしたので、私、聞きに行かして いただきました。現状を把握してくれていま すかと。それで、できたらもう一度再調査し てほしいとお願いして、それで再調査してい ただきました。その結果、もとの介護1に戻 していただきました。しかし、これも、私、 言っておきますけども、私は決して無理をお 願いしたんじゃないですよ。再調査してもら った結果、戻していただいたということです。 ですから、私の言いたいのは、高齢者の認 定者で一人住まいのお方に対しては、より一 層、やっぱり細かい配慮というのをしてあげ てほしいなということを要望したいというこ とを私は申し上げたいのです。その辺はひと

ところで、私が今一番聞きたいことは、この介護保険についてお伺いするんですけども、 先ほども言いましたように、この9月に要支援向けの給付サービスを全廃。しかし、市町村から、また介護に携わる人からの話があって、2事業になったといりことを聞きましたけども、その中で、私が一番はじめに思ったのは、この予防給付を全廃ということについて私、新聞等で見ました。そのとき、何でないて私、新聞等で見ました。そのとき、何でないなことをするんだろうなと。国ででいるかどうして地方にできるのかということで、本市の動きというんですか、失礼ですけども、どういうふうにするのかなというふうに、私、見ておりました。しかし、私の目に

つお願いしたいと思います。

は、何らかの動きも私自身には見えてこない ということの中から、今回の質問に至ったと いうわけなんですけども、先ほどの答弁の中 で、近畿市長会、また全国市長会で要望させ ていただいたということをお聞きしたので、 そこでお聞きしたいのは、どのような要望書 の内容を要望したのかということについて、 ちょっとお伺いしたいと思いますので、よろ しくお願いします。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

〇健康福祉部長(枡谷俊介君)近畿市長会、 全国市長会の要望内容についてのおただしで ございますが、まず、近畿市長会及び全国市 長会では、「介護保険制度については、国の責 任において保険制度として長期的に安定した 運営を行う必要があるので、将来にわたって 市町村の財政が過重とならないよう、必要な 財政措置を講じるとともに、介護保険制度の 円滑な運営について必要な支援を図ること」 という内容の要望を出しております。その上 に全国市長会では重点提言といたしまして、 「予防給付の地域支援事業への移行について は、市町村の財政力や基盤整備の状況が異な る状況等を踏まえ、結論を得ること。その際、 介護予防サービスを受けている要支援者が継 続して同様のサービスを受けられること。地 域の実情に応じて安定的に事業実施できるよ う、適切な支援と十分な財政措置を講じるこ と。利用者に混乱が生じないよう、十分な準 備期間の設定と周知広報を行うことについて 十分配慮すること」という提言をいたしてお ります。

以上でございます。

○議長(石橋英和君) 22番 中本正人君。 ○22番(中本正人君) 当然の要望ですわね、 それはね。ですから、実際、もしこれ、来年 の通常国会で一応可決されるだろうと私は思 いますけども、もし仮に、これが本市に移管

されるとしたとき、私が一番心配するのは、 先ほどの1回目の答弁でもあったかな、仕事 量の増加とか市の負担金の増というのも、こ れももちろんと思いますけども、私が一番心 配するのは、この移管によって、要支援の皆 さんがサービスを受けられるのかなと。今ま で1割で済んでいたものが、仮に2割、3割 となったときに、果たして要支援の方が受け られるのか。受けられなくなると私は思いま す。そして、要支援の方が受けられなくなる となれば、今度は、逆に言えば、介護になる 人が多くなるのではないのかなということを、 私はそれを一番心配いたします。実際、これ が各市町村に移管されて、これまでどおりの サービスができるでしょうかね。私は、それ はないと思うんです。どんどんサービスをや りますと言ってもらえれば、それで私もこの 話はもうやめますけどね。そういうことはな いと思います。

そこで、もういっぺん、私、お聞きしたいのは、この2事業が移管されることによって、どのような問題点があると本市は考えているのか、どのような問題、どのような苦慮しているのかなと、もしあれば、なければいいですよ。あればお教え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(枡谷俊介君) この介護保険制度が変わることについて、市で問題点と思っていることというおただしでございますが、国のほうでは制度がまだはっきりしてないんですけども、今、私どもが心配していることは、まず、議員がおっしゃられたように、要支援から要介護になってしまう方が増えるのではないかと、こういう心配はしております。今まで私どもは、要介護にならないように、また、病院のお世話にならないで元気に過ごせるようにということで、いろんな取り組み

をしてきたんですが、そのことが報われない ような状況になるのではないかという心配で す。

もう一点は、介護認定の変更申請が今後増えるのではないかと。要支援の状況から要介護の状況に変更したいと思われる方が増えると思いますので、それに対応していくと、私どもはきっちりした認定をさせていただくんですけども、そういうふうな思いの方が増えると思いますので、業務量が増えるんではないかというふうなことは思っております。

それから、もう一点、本市では訪問介護、ホームへルプですね。それと通所介護、デイサービスで、この2点が外れるわけでございますが、介護給付全体でだいたい53億円出ております。そのうちの要支援給付が約2億6,000万円、今回外れる分、今言いましたような2点につきまして外れるんですが、この分が1億2,000万円ございます。このあたりの給付に絡んで、市の負担が今後どういうふうになっていくのか。ものすごい心配があるんですけども、とにかく法案の詳細がまだわかりませんので、できるだけ早く情報を入手しまして、的確な対応に取り組んでいきたいと思っております。

〇議長(石橋英和君)22番 中本正人君。

O22番(中本正人君) 今、部長がおっしゃられたとおりだと、私はそう思います。その心配というのは私も一緒です。これも一応、まだこれは決定していませんけども、しかし、これはほとんど誰が考えてでも、可決されるでしょうと、私はそう思って質問させていただいておりますけども、しかし、私が言いたいのは、これ、決まってからではもう遅いんですよ。私の言いたいことは。その前に、何か本市としてすることないのかなと。難しい問題だと私も思いますよ、もちろん。そのためにも、和歌山県でありましたら県下の市町

村が一丸となって、そして県議会で、そして また、県選出の国会議員に対して、こういう 話をしていただいて、もとの予防給付に戻る よう努力してほしい。

でなければ、今のままでいてまして、我々 議員としましても、市民の代表である議員と して、何でこういう問題に対して要望してく れなかったのかと言われたときに、私たちも 言い返す言葉がない。そういう意味で、私は この市議会の議員各位を代表して、今回言わ せていただいているという気持ちで、私、 今言わせてもらったように、やっぱり国会議 員の方にも、ぜひともこういう本市の気持ち を切に強く要望していって、話していただく 場を持ってほしいということをお願いしたい んですけども、いかがでしょうか。

- 〇議長(石橋英和君)健康福祉部長。
- ○健康福祉部長(枡谷俊介君) 国会議員とか 県会議員の方に動いてもらって良い方向へと いうおただしでございますけども、国会議員 とか県会議員の皆さんが動いていただくこと によりまして、市にとって良い方向への改正 となれば大変ありがたいことなんでございま すが、そのために私どもも極力動けるところ は動きたいと思いますが、市会議員の皆さん にもお力添えをいただけたらありがたいなと 思っております。

それだけじゃなしに、橋本市は、全国市長会、近畿市長会等の会員でございますので、 そこらとも連携を密にして、国へ働きかけを継続していけたらなと思っております。

- 〇議長(石橋英和君)22番 中本正人君。
- O22番(中本正人君) もちろん、私たち市議会としても、先ほど言いましたように、県下の市町村とかが一丸となってということは、自治体とイコール市議会も一緒だということを私は申し上げておったつもりでおるんです

よ。ですから、この件に関して、精いっぱいの努力をして、それでもなおかつだめな場合というのはおかしいですけども、仕方ないとしても、精いっぱいの努力をしてほしいということを私は申し上げたいということなんです。

ということで、今、おっしゃっていただいたように精いっぱいの努力をして、頑張っていただきたい、強く要望してほしいということをお願い申しまして、この件は終わりたいと思います。

○議長(石橋英和君) この際、22番 中本正 人君の質問項目2、なごやかベンチ事業の質 問に対する答弁を保留し、午後1時まで休憩 いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(石橋英和君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

22番 中本正人君の質問項目2、なごやか ベンチ事業の質問に対する答弁を求めます。 建設部長。

[建設部長(松浦広之君)登壇]

〇建設部長(松浦広之君)なごやかベンチ事業についてお答えします。

なごやかベンチ事業は名古屋市の例を挙げますと、皆で公園を魅力的にしていくため、 市民や企業の皆さまから温かいメッセージと ご寄附を頂戴して、公園に新しいベンチを設置する事業です。

寄附者にとっては、思い出づくりや社会に向けての感謝の表現、社会貢献を実現できることなど、一方、行政にとっては、ご寄附により公園整備が促進されることとなる事業であると認識しています。海外や国内の大都市の公園などでは、既に実施されていると聞い

ています。

本市におきましては、公園施設長寿命化計画を策定し、財政状況の許す範囲で、計画的にバリアフリー化や長寿命化のための維持保全を進めていますが、おただしのなごやかベンチ事業の着想や手法の活用ができないか、また、その運用等に関し、今後、調査・研究してまいりたいと考えています。

○議長(石橋英和君) 22番 中本正人君、再 質問ありますか。

22番 中本正人君。

〇22番(中本正人君) ありがとうございました。今後、調査研究していきたいということですので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

私、これをどうして紹介させてもらったのかといいますと、全国自治体の最新情報に目を通していますと、この事業が目にとまりました。本当にいい事業だなというふうに感じました。といいますのも、やはりこれからの自治体として、どこの自治体も一緒ですけども、財政が厳しくなってくる自治体として、市民・企業が納得してご寄附いただいて、そして市からの支出なくしてやっていける事業、こういう事業がこれからの自治体としてぜひとも必要であると思い、今回の質問になった、質問というよりも紹介になったというわけです。

私、9月議会でも質問させていただきました防犯灯のLED化。これも、やはり本市にとっても各区にとってもメリットの大きい事業ということで、これもやはりこれからの自治体において増えてくるんではないのかなと思います。

そういうことで、ただ今答弁いただきましたように、今後、研究していきたいということをお聞きしましたので、私もそれ以上言う必要はありませんが、これからも自治体とし

て、このような事業を進めていただきたい。 また、我々もこういう事業があれば提案させ ていただきたいということを申し上げまして、 私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長(石橋英和君) 22番 中本正人君の一 般質問は終わりました。